

令和6年小田原市議会3月定例会議案

(議案及び議案説明資料 議案第39号)

令和6年2月14日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 39 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 1

○ 条例議案説明資料

議案第 39 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 5

案 議 例 條

議案第 39 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 1 条の 3」を「・第 1 条の 2」に改める。

第 1 条の 3 を削る。

第 2 条中「法」を「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」に改める。

第 10 条の 2 の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「、第 19 条の 2 の 2 及び第 19 条の 2 の 3」を「から第 19 条の 2 の 3 まで」に改め、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 10 条の 2 第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 11 条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 12 条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第 1 項中「一

般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出しを「（基礎賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第4号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第15条から第15条の4の2までを次のように改める。

第15条から第15条の4の2まで 削除

第15条の5中「又は第15条」、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第15条の12、第18条及び第19条の2において同じ。）」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削る。

第15条の5の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、「、第19条の2の2及び第19条の2の3」を「から第19条の2の3まで」に改め、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の5の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の5の4の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の6の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第3号及び第4号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の7から第15条の5の11までを次のように改める。

第15条の5の7から第15条の5の11まで 削除

第15条の5の12中「又は第15条の5の7」、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と

第15条の5の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条の12、第18条及び第19条の2において同じ。) 」及び「又は令附則第4条第3項第6号」を削る。

第15条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の12を削る。

第18条第1項及び第2項中「、第15条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の5の7」を削る。

第19条の2第1項中「又は第15条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」を削り、同条第4項中「又は第15条」を削る。

第19条の2の2第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と」を削る。

第19条の2の3第1項中「又は第15条」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第3項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」及び「及び第3項」を削り、同条第4項中「第1項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、」を加え、「又は第15条」及び「及び第3項」を削り、同条第5項中「又は第15条」を削り、同条第6項中「及び第3項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第7項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」及び「及び第3項」を削り、同条第8項中「第5項中」の次に「「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、」を加え、「又は第15条」及び「及び第3項」を削る。

19条の6第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」

を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合には、これを提示しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保険料の賦課額の端数処理)

第19条の7 この章の規定により算定を行った基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額（これらの賦課額を第19条の2から第19条の2の3までの規定により減額したものを含む。）に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 1 4 日 提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、退職者医療制度の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

條例議案說明資料

議案第 39 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、退職者医療制度の廃止に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 保険料の軽減対象の拡大（第 19 条の 2 関係）

保険料の基礎賦課額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
5 割軽減の対象となる世帯	29 万 5, 000 円	29 万円
2 割軽減の対象となる世帯	54 万 5, 000 円	53 万 5, 000 円

2 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備（第 1 条の 3、第 10 条の 2～第 12 条、第 14 条～第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 6～第 15 条の 6、第 18 条及び第 19 条の 2～第 19 条の 2 の 3 関係）

国民健康保険法が一部改正され、退職者医療制度が廃止されることに伴い、これに応じた規定の削除その他の規定の整備を行うこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用

